

**楽天モバイル株式会社
から提出された
四半期報告の概要及び確認の結果**

**令和3年度第1四半期
(令和3年4月～令和3年6月)**

この資料は、第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針(以下「開設指針」という。)に基づき、楽天モバイル株式会社から提出された四半期報告(※)の概要を確認の結果とともに公表するものである。

※第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画(全国の区域から1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針第2項第2号(2)に掲げる区域(以下「東名阪区域」という。)を除いた区域(以下「東名阪以外の区域」という。)において1,860MHzを超え1,880MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する計画(以下「開設計画」という。))に関する四半期報告。

<報告概要>

1 サービスの状況

5G特定基地局によるサービスについては、令和7年3月頃の開始を計画しているため、今四半期では開始に至っていない。

2 特定基地局の整備計画

<特定基地局の開設数及び5G基盤展開率>

	今四半期の 実績値	計画値 (令和3年度末)
5G特定基地局数(屋内等に設置するものを除く。)	0局	0局
5G特定基地局数(屋内等に設置するものに限る。)	0局	0局
5G高度特定基地局数	0局	0局
5G基盤展開率(東名阪以外の区域)	0%	0%

3 安全・信頼性を確保するための対策

人為ミスの防止対策、設備容量の確保対策、ソフトウェアバグの防止対策、障害時の組織・拠点等の体制確保、対応の方法等の取組、災害時及び事故発生時における設備障害・通信輻輳に対する防止・最小化の取組、調達予定の電気通信設備についての確認・検証とリスクアセスメント等の取組並びに機器調達後のサイバーセキュリティ確保のための具体的な取組等について、開設計画どおり実施されている。

4 混信等の防止に関する事項

<既設無線局等の免許人との協議状況>

- ・1,710MHz帯を超え1,850MHz以下の周波数を使用する公共業務用無線の免許人との協議を、1,805MHzを超え1,845MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する計画の認定開設者とともに実施。
- ・東名阪区域において1,765MHzを超え1,785MHz以下又は1,860MHzを超え1,880MHz以下の周波数を使用して携帯無線通信を行う無線局の免許人との協議を実施。

5 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与

	今四半期の 実績値	計画値 (令和3年度末)
データ接続料の料額(10Mbps当たり)	※1	259,896円
販売端末のうちSIMロックを施している割合	0%	0%
販売スマートフォンのうち eSIMサービスが利用可能なものの割合	90.0%	100%

※1：今四半期はMVNOサービスが実施されていない。

6 0-RAN アライアンスの規格に基づく通信機器の採用等に向けた取組

- ・0-RAN アライアンスにおいて、0-RAN RUと0-RAN DUとの間のインターフェースのオープン化実現に向けた検討グループのオンライン会合に参加。

7 その他

特記事項はない。

<確認結果>

開設指針及び開設計画に基づき適切に実施されていることを確認した。